

広島県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所 の所在地	廃止年月日
東広島市	東広島市西条栄町 八番二九号	東広島市高屋地 域包括支援セン ター	東広島市高屋町杵 原一三三四番地二	平成二五年 三月三十一日
東広島市	東広島市西条栄町 八番二九号	東広島市西条地 域包括支援セン ター	東広島市西条町土 与丸一一一三番地	平成二五年 三月三十一日
東広島市	東広島市西条栄町 八番二九号	東広島市西部地 域包括支援セン ター	東広島市八本松町 原一〇一八番地	平成二五年 三月三十一日
株式会社ハート アンドスマイル	東広島市高屋町郷 三二七番地二	ハートアンドス マイルあざみ	東広島市河内町入 野六一五番地一一	平成二二年 六月三〇日
Y 株式会社SKD	江田島市沖美町三 吉四五六番地一三	さくら・介護ス テーション三高	江田島市沖美町三 吉四五六番地一三 三高ビル一〇一	平成二四年 一月二五日
村田 洋子	安芸郡府中町八幡 二丁目三番三号	歯科クリニク 麻の実	安芸郡府中町八幡 二丁目三番三号	平成一五年 七月二五日
中丸 茂	安芸郡府中町八幡 二丁目三番三号	歯科クリニク 麻の実	安芸郡府中町八幡 二丁目三番三号シ ャトレアンジュ2 F	平成一五年 七月二五日
株式会社リプル ケアセンター	広島市西区己斐二 丁目二三番一号	世羅リプルケア センター	世羅郡世羅町小国 三〇三二	平成二四年 六月三〇日